

営業時間短縮要請について

茨城版コロナNext^{Ver.2}

県内の全ての飲食店の事業者は、営業時間の短縮に御協力をお願いします。

要請の期間	令和3年1月18日（月）から令和3年2月7日（日）まで
要請の対象業種	全ての飲食店 （酒類を提供していない飲食店を含む） （ <u>食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者</u> ）
要請する内容	<ul style="list-style-type: none">・ 午後8時以降午前5時までの間の営業自粛・ 酒類の提供は午後7時まで ※テイクアウトとデリバリーは午後8時以降も営業可
協力金の支給	協力金は、 要請期間全てに御協力いただいた店舗単位で支給予定。 ○支給額：1店舗当たり 84万円（21日間） ※国の支援策に基づき、1日当たり1店舗4万円で算定 ※今回の要請対象は県内合計約10,000事業所 ◇1月6日以降の協力金については、 1月22日(金曜日) から 申請受付開始予定。詳細は別途お知らせします。
問い合わせ先	茨城県 営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-5393 受付時間：9時から17時（当面、土日祝日を含む）